

平成29年度

教育行政執行方針

猿払村教育委員会

< 目 次 >

□はじめに	1
Ⅰ. 生きる力を支える確かな学力の定着	2
Ⅱ. 生きる力を支える豊かな心と健やかな体の育成	2～3
Ⅲ. 期待され、信頼される学校づくりの推進	3～4
Ⅳ. 村を愛し誇れる豊かな心を育み魅力あふれる 地域づくりをめざす社会教育の推進	4
□むすびに	5

□はじめに

平成 29 年第 1 回猿払村議会定例会の開会にあたり、猿払村教育委員会の所管する教育行政の執行について、その基本方針と主要な施策を申し上げます。

少子高齢化に伴う人口減少や高度情報化等を背景として大きく変動する社会情勢の中で、教育を取り巻く状況も、いじめや不登校及び学力・体力など様々な課題が指摘されています。

このような中で、義務教育の課程では、個々の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家や社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的とし、将来を担う子ども達の心身ともに健やかな育成が不可欠であり、ふるさとに誇りを持ち、未来を支える力を培うことができるよう、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランス良く育成することを通じて、「生きる力」をより一層育むことが重要であると考えます。

さらに、一人ひとりの多様な個性・能力を活かし、生涯にわたって自己の能力と可能性を最大限に高め、協働しながら新たな価値を創造していくための生涯学習は、その重要性がますます高まってきております。

昨年制定した「猿払村教育大綱」の基本理念「心豊かでステキな人がいる村」のもと、基本目標として掲げる「生きる力を身に付け、心身ともに健康で個性豊かな子どもの育成」と「自ら学び、その成果を活かせる環境づくり」の二つの方向性を実現するために、昨年 4 月に施行された新たな教育委員会制度に基づき、村長が主催する総合教育会議において十分に協議を行いながら、より一層家庭・学校・地域との連携を密にして、総合的な教育行政に努めてまいります。

以下、平成 29 年度の教育行政の執行に係る主要施策と具体的な施策について申し上げます。

I. 生きる力を支える確かな学力の定着

子ども達が自立して生きていくためには、自らが主体的に学ぶ意欲を持ち、基礎的・基本的な知識や技能の上に活用できる力、すなわち「確かな学力」を身に付けることが重要です。

グローバル化や情報化社会の中で、外国の言語や文化、ふるさと教育や情報教育等を充実させ、子ども達が新しい時代を切り開く力を育成し、周囲の人とコミュニケーションを図り、自己実現できる人へと成長できるよう、以下の具体的施策を推進してまいります。

<具体的施策>

1. 全国学力・学習状況調査及び標準学力検査結果の分析と課題把握の徹底
2. 学校力・授業力・教師力向上を図るための研修機会の充実
3. 補助教職員や学校支援員の活用による授業の充実と基礎学力の定着
4. 学校と保護者の課題の共有と学校改善・学力向上への取組みの推進
5. 家庭学習の定着と放課後や長期休業中におけるサポート学習の取組みの推進
6. 外国語指導助手（ALT）の配置と活用
7. 特別支援学級の設置と教職員の配置及び担当教諭の研修機会の充実
8. 教育課程の編成や実施に関する専門的事項の指導助言を行うため、学校教育推進員（仮称）配置の検討
9. 情報化社会に対応したICT端末（タブレット）の計画的整備と学力向上に向けた取組みの検証

II. 生きる力を支える豊かな心と健やかな体の育成

子ども達の生活及び学習の状況を把握しながら、「確かな学力の定着」と密接な関係にある「豊かな心」と「健やかな体」の育成を、心と体のバランスを保ちながら、発達段階に応じた適合性を図りつつ推進してまいります。

基本的な倫理観や規範意識、生命の大切さや思いやりの心、美しいものに感動する心など、自己肯定感を醸成させながら、「豊かな心」を育て、意欲や気力にも大きく関わり、食べることと同等に、子ども達が生涯にわたり心身ともに健やかに生きていくための基盤となる「健やかな体」を育成するため、以下の具体的施策を推進してまいります。

<具体的施策>

1. 道徳の教科化に向けた授業研究と家庭との連携
2. 学校図書の充実と子ども達の自主的読書活動への支援
3. 情報マナー、情報モラル、薬物問題に関する指導の充実
4. スクールカウンセラーの活用による相談体制の充実
5. 保護者や学校保健委員会と連携した基本的な生活習慣の定着
6. 全国体力・運動能力等調査結果の分析と実態把握に基づいた体力向上活動に対する支援
7. 体力向上を図るための遊具施設の更新
8. 中学校における部活動等の課外活動に対する支援
9. 教育支援委員会等との連携による子どもの特性に応じた指導の充実
10. フッ化物洗口（小1から小3）の取組みによる歯の健康保持の推進
11. 中学校特別支援学級校外宿泊合同学習事業に対する支援
12. 食物アレルギーへの安全対策及び食育の充実

Ⅲ. 期待され、信頼される学校づくりの推進

村の宝・財産である子ども達が、安心・安全な環境の下で育つことができるよう、学校をはじめ子ども達が集い通う場所となる教育環境の整備を計画的に進めるとともに、保護者や地域からの信頼を構築するため、学校への関心を高める取組みを推進し、学校・家庭・地域が一つとなって子ども達を見守り、育てていくため、以下の具体的施策を推進してまいります。

<具体的施策>

1. 学習教材・教具及び「特色ある教育活動」に対する支援
2. 文化体育活動及び校外学習に係る交通手段確保への支援
3. 教育環境向上のための計画的な網戸の設置
4. 体育館での安全な活動確保のための計画的な体育館床ウレタン施工の実施
5. 快適なトイレ環境を構築するための計画的なトイレ洋式化の推進
6. 校舎等の老朽化等による知来別小学校大規模改修事業の検討
7. 子ども達の安全かつ効率的な登下校に対応するための小型スクールバスの購入

8. 快適な生活の維持・向上と長寿命化を図るため教職員住宅の計画的な改修
9. 学校評議員による学校運営の評価と公表
10. 開かれた学校づくり推進のためのコミュニティスクール導入の検討
11. 教職員への服務管理指導の徹底

IV. 村を愛し誇れる豊かな心を育み魅力あふれる地域づくりをめざす社会教育の推進

本村で暮らす人々が、心豊かで充実した生活を送ることができるよう、あらゆる機会にあらゆる場所で学習ができる村を目指し、昨年度策定した社会教育推進計画を基本に、より多くの村民が生きがいを持って活動できる取組みを進めるため、以下の具体的施策を推進してまいります。

<具体的施策>

1. 郷土資料の展示方法の検討
2. 文化財読本の改訂
3. 他部署との連携による村民ニーズに沿った講演会・講座等の学習機会の提供
4. 村民音楽会等、様々なジャンルのレベルの高い生の演奏を聴く機会の提供
5. スポーツ・文化活動団体の全道・全国大会への参加支援と、日々の活動に対する支援
6. 継続事業の見直しを図り、時代のニーズに即した事業の実施
7. 安心・安全に活動できる環境整備のための社会教育、社会体育各種施設の維持管理
8. 体力測定会の定期的な実施
9. 社会教育事業推進のため社会教育主事の新規採用

□むすびに

以上、平成 29 年度の教育行政執行にあたっての基本方針について申し上げます。

平成 27 年 4 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、本村では昨年 2 月から新たな制度のもと、村長と教育委員会で構成する総合教育会議が設置されたところではありますが、教育委員会といたしましては、「子ども達のために」という基本的な認識に立ち、村長部局と連携し教育行政の推進に全力で取り組んでまいります。

議員の皆様並びに村民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

平成 29 年 3 月 7 日

猿払村教育委員会